



司会 国田 研二  
東京南部生協

# 学ぼう・みがこう 消費者力

## 消費者力検定講座第2講報告



本日の講師 飯野 由喜枝 氏  
(財)日本消費者協会・消費生活コンサルタント

開催日：2013年9月24日(火)  
10:00~12:

会場：東京都生協連会館

参加人数：20名、講師・事務局3名  
計23名

主催：東京都生協連消費者行政連絡会  
協賛：東京都消費者月間協賛事業

スケジュール	10:00	開会
	10:05	講座(1) 契約
		講座(2) 悪質商法
		~休憩~
		グループワーク
	12:25	事務連絡・閉会

### 契約

契約とはどういうことか、また契約の基本的なルールから知っておきたい知識を学びました。

・書面での契約だけでなく、口約束も契約。基本的なルールは「民法」に定められている。

#### 【契約とは】

- ・契約とは法的に保護された約束。
- ・日々の買い物も消費者と事業者との取引となり、その行為は消費者契約となる。

#### 【契約がなくなる時】

- ・無効：自分のしたことの意味や判断ができない人のした契約や公的良俗に反する契約
- ・取り消し：未成年者の契約  
：成年被後見人のした契約  
：詐欺・脅迫を受けてした契約など
- ・解除：法定解除・クーリングオフ  
約定解除・契約時に解除できる理由や条件を約束されている場合  
合意解除・当事者の話し合いで解除

#### 【消費者契約法】

- ・消費者契約法による契約の取消
- ・消費者契約法による条項の無効

### グループワーク

グループで事例問題を20分考えあい  
グループごとに発表しました。

#### 【事例問題】

Aさん(80歳女性 ひとり暮らし) 宅に5日前、浄水器の訪問販売員が来た。Aさんは説明を聞いて「これはいいものを紹介してもらった」と喜んで38万円の浄水器の購入契約をし、現金38万円を払い、浄水器を取り付けてもらった。Aさんは毎日浄水器を使っていたが、昨日訪ねて来た娘に「38万円は高すぎる。騙されたんだから返品してお金を返してもらいなさい」と言われた。Aさんは浄水器を返品し返金を受けることができるでしょうか。娘が訪ねて来たのが契約してから10日後だったらどうでしょうか。

#### 【グループの回答と視点】

- ・一旦はいいと思ったが解約したくても言えなかった場合は解約できる。
- ・契約書面がなければ10日後でもできる。など

#### 【講師からの解説】

クーリングオフは理由など関係なく返金してもらえます。クーリングオフの書き方を知っておきましょう

#### 【契約に関する知識】

- 💡印鑑は実印でなくても押印した場合の法律上の責任は同じです。押印する前に契約内容をしっかり読もう!
- 💡自己破産した人の連帯保証人になっていたら・・・自己破産した人は払わなくてすむようになるけど、連帯保証人には支払い義務が残るので気をつけよう!

### 悪質商法

消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象にできた法律を学び、さまざまな事例から対応についてお話ししていただきました。

#### 【特定商取引に関する法律で対象となる取引】

- 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売・マルチ商法
- 特定継続的役務提供(エステ・語学教室・など)内職商
- 法・訪問購入・ネガティブオプションなどがある。
- 💡事例：結婚式場などかなり先の予約をする必要があるが、もし早い段階でキャンセルして高額なキャンセル料が発生しても高額は基本無効!

